

御杖村総合計画審議会規則の一部を改正する規則

御杖村総合計画審議会規則(令和元年御杖村規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和元年御杖村条例第13号」の次に「。以下「条例」という。」を、「(以下「審議会」という。)」の次に「の組織及び運営」を加える。

第6条中「審議会に関し」を「審議会の運営に関し」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「総務課」を「政策推進課」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報酬等)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和34年御杖村条例第120号)で定めるところにより支給するものとする。

第4条第1項中「会議の」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委嘱の後最初に行われる会議は、村長が招集する。

第4条第2項中「審議会の」を削り、同条第3項中「審議会は必要に応じ、」を「審議会は、必要に応じて、」に、「その説明」を「必要な説明」に改め、同条を第5条とする。

第3条第3項中「事故」の次に「が」を加え、同条を第4条とする。

第2条各号列記以外の部分中「審議会委員(以下「委員」という。)は」を「審議会の委員は、」に、「任命」を「委嘱」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2項を加え、同条を第3条とする。

2 委員の定数は、10名以内とする。ただし、村長が定数を超えて委嘱することが必要と認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、村長の諮問に対する答申を完了したときにその任期を終える。

第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第3条第1項の規定に基づく村長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、その結果を村長に答申する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。